

秋田県市町村身体障害者協会活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の市町村身体障害者協会の活動の活性化を図るために秋田県身体障害者福祉協会会長（以下「県協会会長」という。）が市町村身体障害者協会（以下「市町村協会」という。）に対して交付する秋田県市町村身体障害者協会活性化事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、予算の定めるところにより交付するものとし、その額は1団体につき2万5千円を上限とする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金は、市町村協会が行う、福祉大会、研修会、スポーツ教室、会報の発行、会員募集のための広報活動等その活性化に資する事業に要する経費を交付の対象とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町村協会は、補助金交付申請書（様式第1号）を県協会会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県協会会長が必要と認める書類

(交付の条件等)

第5条 県協会会長は補助金の交付を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 補助金を補助事業の目的以外に使用しないこと。
 - 2 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ県協会会長の承認を受けること。
 - (1) 補助事業の内容を変更するとき。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
 - 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに県協会会長に報告し、その指示を受けること。
 - 4 法令、この要綱その他の関係規程を遵守するとともに、県協会会長の指示及び命令を確実に履行すること。
- 2 市町村協会は、前項第2号の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる申請書を県協会会長に提出しなければならない。
- 一 交付決定変更承認申請書（様式第4号）

二 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（交付決定等）

第6条 県協会会長は補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとし、交付決定の変更を決定したときは、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 市町村協会は補助事業を終了したときは、実績報告書（様式第8号）を県協会会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 事業実施報告書（様式第2号）

（2） 収支決算書（様式第9号）

3 県協会会長は、前2項の規定による実績報告書の提出を受けた時は、その内容を精査するものとする。

（補助金の請求）

第8条 市町村協会は、県協会会長から実績報告書の内容が交付決定に適合する旨の連絡を受けた時は、請求書（様式第10号）を県協会会長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 県協会会長は、市町村協会が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付の決定を取り消すことができる。この場合において、県協会会長は、当該取り消された補助金を交付しない。

（補助金の返還）

第10条 県協会会長は、前条の決定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、県協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。